

「派遣労働者の生活と求職行動に関するアンケート調査」(第5回)

(追跡調査4回目)

2011年4月

(独) 経済産業研究所

労働市場制度改革プロジェクト・チーム

(代表：鶴 光太郎)

## 1. 調査の目的

本調査は、2009年1月、7月、2010年1月、7月に独立行政法人経済産業研究所が非正規労働者(派遣労働者、パート・アルバイト、契約社員等)を対象として実施した「派遣労働者の生活と求職行動に関するアンケート調査」の継続調査を行い、日雇い派遣労働者をはじめとする非正規雇用の労働者の就業行動の変化を把握することを目的とする。

本調査の企画・分析にあたっては(独)経済産業研究所の労働市場制度改革プロジェクトのメンバー・関係者である、大竹文雄(大阪大学)、奥平寛子(岡山大学)、久米功一(名古屋商科大学)、鶴光太郎(経済産業研究所)が担当した。

## 2. アンケートの概要

### (1) アンケートの対象

2009年1月末に実施されたアンケート調査の回答者を対象とした継続調査を実施した。調査時期は2011年1月24日(月)～28日(金)、アンケート用Webページを作成し、Webページ上で回答した。調査対象数1757人であり、一定の想定数を確保した時点で調査を終了した。回収された回答者数は986人、回答完了で有効な回答者数は計936人であった。このうち、第4回調査と重複している回答者数は806人であった。今回(第5回)と過去の調査との回答者の比較は、表1の通りである。

表1. 今回(第5回)調査と過去の調査の回答者の比較

第5回調査(2010.12時点)	第4回調査(2010.6時点)		第3回調査(2009.12時点)		第2回調査(2009.6時点)		第1回調査(2008.12時点)	
	度数	比率(%)	度数	比率(%)	度数	比率(%)	度数	比率(%)
合計	939	100.0	1106	100.0	1122	100.0	1391	100.0
日雇い派遣労働者グループ	68	7.2	74	6.7	104	9.3	130	9.3
製造業派遣グループ	20	2.1	24	2.2	35	3.1	44	3.2
その他の派遣グループ	132	14.1	164	14.8	178	15.9	265	19.1
1日+1か月未満のアルバイト・パート	20	2.1	39	3.5	42	3.7	45	3.2
1か月以上のアルバイト・パート	127	13.5	141	12.7	136	12.1	152	10.9
期間の定めのないアルバイト・パート	105	11.2	126	11.4	135	12.0	164	11.8
契約社員	114	12.1	124	11.2	123	11.0	144	10.4
失業グループ	74	7.9	96	8.7	114	10.2	153	11.0
自由業グループ	41	4.4	60	5.4	56	5.0	65	4.7
正社員グループ	77	8.2	83	7.5	65	5.8	62	4.5
期間の定めのない派遣グループ	21	2.2	32	2.9	35	3.1	37	2.7
自営業グループ	22	2.3	20	1.8	16	1.4	17	1.2
その他	118	12.6	123	11.1	83	7.4	113	8.1
男性	311	33.1	361	32.6	346	30.8	439	31.6
女性	628	66.9	745	67.4	776	69.2	952	68.4
第4回調査とのサンプルの重複	939		806		702		811	

今回の調査で回収された回答者の2010年12月時点の雇用形態の内訳は、日雇い派遣労働者グループ86人、製造業派遣グループ20人、その他の派遣グループ132人、1日あるいは1か月未満のアルバイト・パート(短期直接雇用グループ)20人、1か月以上のアルバイト・パート(長期直接雇用グループ)127人、契約社員114人、失業グループ74人、自由業グループ41人であった。回答者の構成比率の変化をみると、第4回調査と比較して、自由業グループ(6.4%から4.4%)の構成比が小さくなっているが、その他のグループは概ね同じである。

本報告書では、第1回調査でアンケートの対象となった9つの雇用形態(日雇い派遣労働者グループ、製造業派遣グループ、その他の派遣グループ、1日あるいは1か月未満のアルバイト・パート(短期直接雇用グループ)、1か月以上のアルバイト・パート(長期直接雇用グループ)、契約社員、失業グループ、自由業グループ)を主な分析の対象とした。

## (2) アンケート結果の概要

### A. 各カテゴリーでみた雇用形態の変化

- ・第1回調査(2008年12月)から今回調査(2010年12月)までの雇用形態の変化を表すクロス表は、表2(比率)の通りである。

表2 雇用形態の変化(比率、%)

	第1回(08.12)→第2回(09.6)				第2回(09.6)→第3回(09.12)				第3回(09.12)→第4回(10.6)				第4回(10.6)→第5回(10.12)				第1回(08.12)→第5回(10.12)			
	定着率 (%)	正社員 化率 (%)	失業化 率 (%)	非労働 力化率 (%)	定着率 (%)	正社員 化率 (%)	失業化 率 (%)	非労働 力化率 (%)	定着率 (%)	正社員 化率 (%)	失業化 率 (%)	非労働 力化率 (%)	定着率 (%)	正社員 化率 (%)	失業化 率 (%)	非労働 力化率 (%)	定着率 (%)	正社員 化率 (%)	失業化 率 (%)	非労働 力化率 (%)
日雇い派遣グループ	34.2	2.5	8.2	10.5	57.3	0.0	4.0	8.0	43.8	1.4	4.1	2.7	58.5	1.9	1.9	7.5	26.0	6.6	5.7	12.3
製造業派遣グループ	35.1	11.7	19.1	4.3	65.2	4.3	0.0	0.0	45.5	4.5	4.5	4.5	44.4	0.0	5.6	11.1	16.1	19.6	3.6	5.4
その他の派遣グループ	62.4	3.7	6.1	7.8	63.5	2.9	4.1	2.4	70.0	0.0	4.6	6.2	72.4	2.4	0.8	5.7	45.0	7.9	6.3	11.0
1日+1か月未満のアルバイト・パート	13.9	0.0	8.0	10.2	33.3	4.2	0.0	4.2	33.3	0.0	4.2	16.7	16.1	0.0	9.7	9.7	9.0	3.0	4.0	18.0
1か月以上のアルバイト・パート	61.8	6.4	0.9	3.6	60.9	0.9	3.6	1.8	71.0	1.0	1.0	6.0	65.5	0.9	0.9	3.5	56.3	5.7	0.0	12.6
雇用期間の定めのないアルバイト・パート	67.0	3.2	1.1	6.4	62.8	0.9	3.5	2.7	67.3	0.0	2.0	5.1	63.0	2.2	2.2	4.3	58.5	4.6	1.5	15.4
契約社員	70.4	8.2	2.0	2.0	73.3	0.0	2.3	3.5	74.4	10.3	3.8	1.3	77.0	4.6	4.6	1.1	56.9	16.9	0.0	6.2
失業グループ	48.6	6.8	48.6	15.8	54.3	4.8	54.3	6.7	59.5	6.3	59.5	12.7	61.4	2.9	61.4	10.0	40.2	10.8	40.2	19.6
自由業グループ	73.0	4.8	3.2	0.0	70.5	4.5	4.5	2.3	73.0	2.7	0.0	5.4	66.7	0.0	2.2	13.3	63.0	6.5	2.2	6.5
正社員					81.6	81.6	2.6	0.0	85.0	85.0	0.0	2.5	94.4	94.4	0.0	0.0				
期間の定めのない派遣					13.6	0.0	4.5	4.5	30.0	5.0	5.0	10.0	28.6	4.8	4.8	0.0				
自営業					70.0	0.0	0.0	0.0	71.4	0.0	0.0	7.1	76.5	5.9	0.0	0.0				
その他					47.5	3.3	21.3	47.5	69.8	0.0	13.2	69.8	70.7	1.2	11.0	70.7				
計	48.5	4.5	11.0	8.1	60.5	5.6	10.7	6.5	64.7	6.8	9.4	10.4	66.1	8.3	8.3	11.9	38.0	8.2	7.9	12.6

・まず、定着率(異なる調査時点において同じ雇用形態に留まった割合)は、契約社員、その他登録型派遣、1か月以上のアルバイト・パートの定着率は概ね6割を超え高いが、1か月未満アルバイト・パート、日雇い派遣、製造業派遣は低く、調査時点に関わらず概ね同じ傾向を示している。

・正社員化比率を見ると、過去2年間(第1回調査～第5回調査)では、製造業派遣(19.6%)、契約社員(16.8%)が高くなっている。一方、他の派遣グループやアルバイト・パートは失業者の正社員化比率(10.8%)よりも低くなっている。特に、1ヶ月未満のパート・アルバイトの正社員化率は非常に低い。

・失業化率をみると、世界経済危機の影響が強く受けた第2回調査時点(2009.6)で、製造業派遣の19.1%、日雇い派遣の8.2%、1か月未満パート・アルバイトの8.1%が最も高い水準であった。調査期間を通じ、1か月以上パート・アルバイトの失業化率は低いものの、派遣や1か月未満パート・アルバイトの失業化率は相対的に高かった。また、第5回調査(10.12)の失業者の4割が第1回調査(08.12)においても失業者であり、失業の長期化が示唆される。

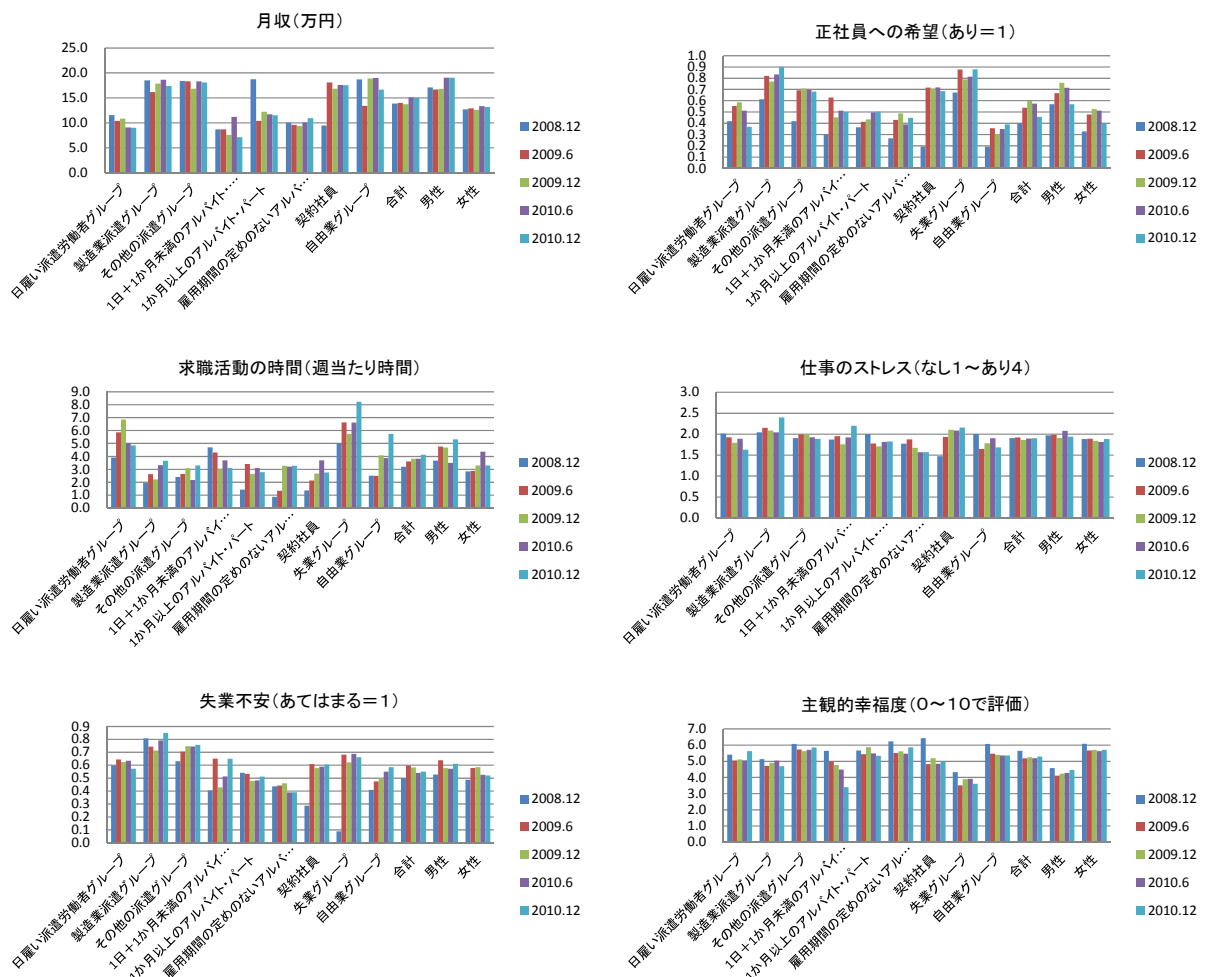
## B. 非正規労働者の待遇、求職行動、希望・満足度の変化

前回までの調査と比較するにあたっては、転職等によってグループを構成するサンプルに入れ替えが起こるため、比較するグループを限定する必要があるが、ここでは、単純に、調査時点でのグループ別の平均値を用いて比較する。主な調査項目における比較結果は以下の通りとなった。

総じて、2008年10月の経済危機以降、月収等の減少は底を打ち、徐々に落ち着いてきている一方、大幅な景気の改善がみられないなかで雇用不安は高まっており、この傾向は、パート・アルバイトよりも派遣労働者・契約社員に顕著であるといえる。

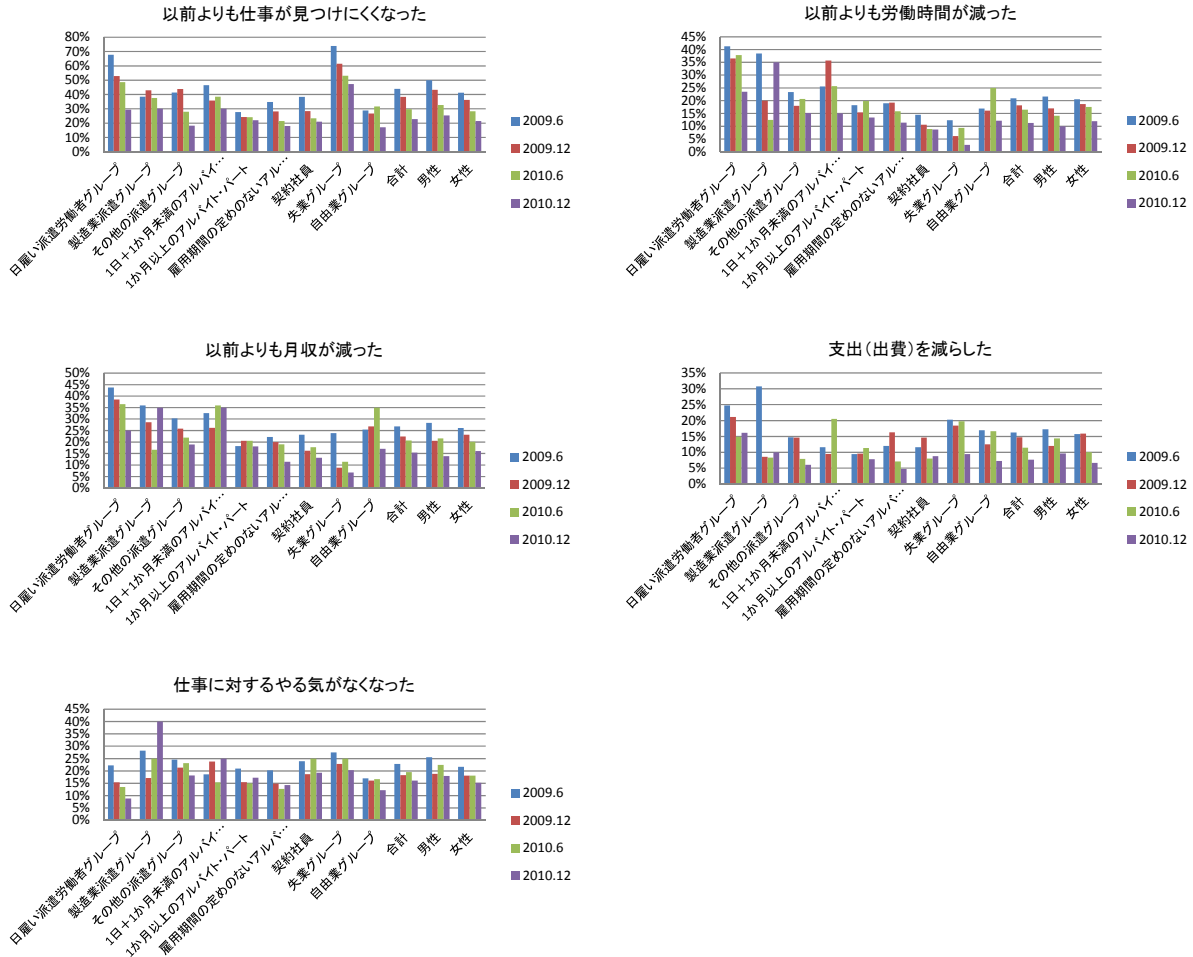
まず、月収は、2008年10月の経済危機後の水準で推移している。正社員への希望は、第1回調査以降、一貫して高まってきた。しかし、今回の調査(第5回)は、前回調査と比べて、製造業派遣や失業で高まっているものの、平均的にみると、男女ともに正社員への希望がわずかに減少している。求職活動にかかる時間は、平均的には増加傾向であり、とくに製造業派遣、失業グループで増加している。

仕事のストレスは、平均的には、調査時点間の違いは小さいが、契約社員では、仕事のストレスが増加している。失業の不安について、製造業派遣、その他登録型派遣、契約社員の失業不安の割合は高く、増加傾向であるのに比べて、アルバイト・パートの失業不安は小さい。主観的幸福度は、1か月未満のアルバイト・パートを除いて、調査時点間での変化は小さかった。



### C. 非正規労働者に対する経済危機の影響の変化

仕事の見つけにくさ、労働時間・月収・支出の減少、仕事に対するやる気のいずれにおいても、継続調査を重ねることに、その回答の割合が低下していることから、経済危機の影響の低減が続いているといえる。



### D. 今回調査に加えた質問項目

#### ①改正派遣法案に対する認識や考え

2010年4月6日、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案」(いわゆる改正派遣法案)が第174回国会(常会)に提出されて、現在(2011年2月末時点)、継続審議となっている。この改正法案は、常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に係る制度の抜本的見直しを行うものとなっている。そこで、今回の調査では、この「改正派遣法」に対する派遣労働者の認識や考えを調査した。なお、質問項目は、第3回調査における「部会報告(2009年12月、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会)」に対する考え方を踏襲した。

問6として、先月1ヶ月間の主な勤め先での派遣形態に関する質問に対して、「登録型派遣形態」と答えた登録型派遣労働者220人(男性52人、女性168人)を対象とした。下表の通りの8つの文章に対して、認識や考え方があてはまるものを複数選択してもらった。第3回調査との比較は下表の通りである。

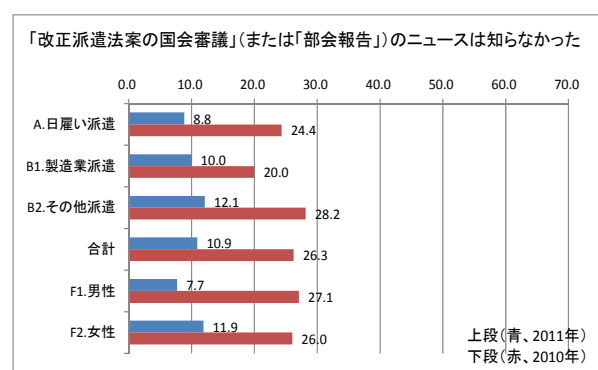
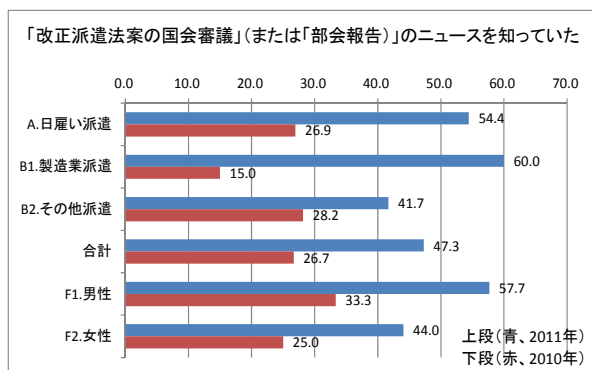
単位は%、回答数を雇用区分の人数で除した

	A.日雇い派遣	B1.製造業派遣	B2.その他派遣	合計	F1.男性	F2.女性
「改正派遣法案の国会審議」のニュースを知っていた(2011.1)	54.4	60.0	41.7	47.3	57.7	44.0
「部会報告」のニュースを知っていた(2010.1)	26.9	15.0	28.2	26.7	33.3	25.0
「改正派遣法案の国会審議」のニュースは知らなかった(2011.1)	8.8	10.0	12.1	10.9	7.7	11.9
「部会報告」のニュースは知らなかった(2010.1)	24.4	20.0	28.2	26.3	27.1	26.0
登録型派遣の原則禁止には賛成である(2011.1)	2.9	10.0	6.1	5.5	7.7	4.8
登録型派遣の原則禁止には賛成である(2010.1)	12.8	10.0	8.5	10.0	16.7	8.3
登録型派遣の原則禁止には反対である(2011.1)	39.7	40.0	21.2	28.6	32.7	27.4
登録型派遣の原則禁止には反対である(2010.1)	41.0	30.0	31.0	34.2	45.8	31.3
登録型派遣を続けたいと思っている(2011.1)	47.1	20.0	24.2	30.9	15.4	35.7
登録型派遣を続けたいと思っている(2010.1)	51.3	10.0	22.5	30.8	22.9	32.8
常用型派遣に転換したいと思っている(2011.1)	1.5	0.0	1.5	1.4	1.9	1.2
常用型派遣に転換したいと思っている(2010.1)	14.1	15.0	11.3	12.5	18.8	10.9
政策転換による失業の不安が大きい(2011.1)	36.8	50.0	34.1	36.4	38.5	35.7
政策転換による失業の不安が大きい(2010.1)	41.0	45.0	39.4	40.4	50.0	38.0
法案成立から実施まで、かなり猶予期間がありそうで実質的には不安を感じていない(2011.1)	4.4	0.0	6.8	5.5	3.8	7.1
法案成立から実施まで、かなり猶予期間がありそうで実質的には不安を感じていない(2010.1)	3.8	15.0	12.0	9.6	10.4	9.4
計(人数、2011.1)	68	20	132	220	52	168
計(人数、2010.1)	78	20	142	240	48	192

注：上段は2011年1月(第5回調査)で「派遣法改正の国会審議」に関する質問への回答、下段は2010年1月(第3回調査)で「厚労省部会報告」に関する質問への回答。

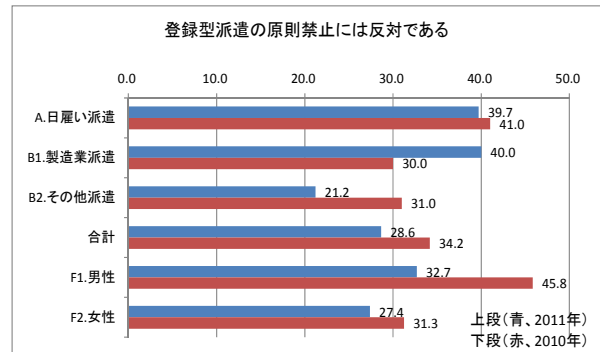
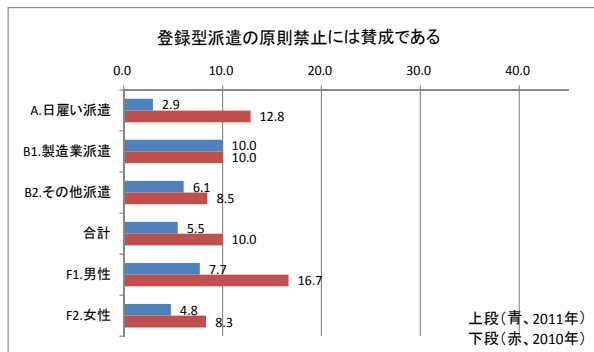
### i) 「改正派遣法案の国会審議」のニュースについて

全体の47.3%がニュースを知っており、ニュースを知らなかった割合(10.9%)を今回、大きく上回った。1年前の調査(2010年1月実施、第3回調査)と比較すると(ニュースを知っている:25.0%、知らない:26.9%)、改正派遣法に関連したニュースへの認知は大幅に高まっている。



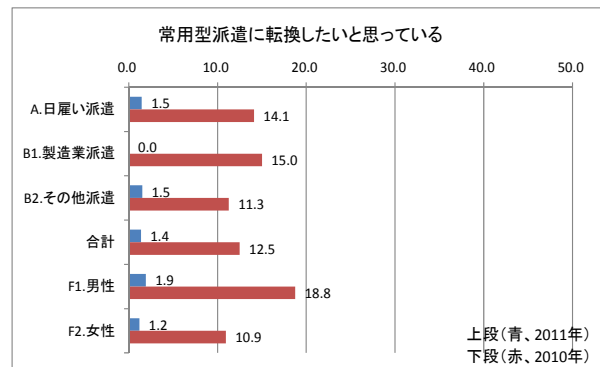
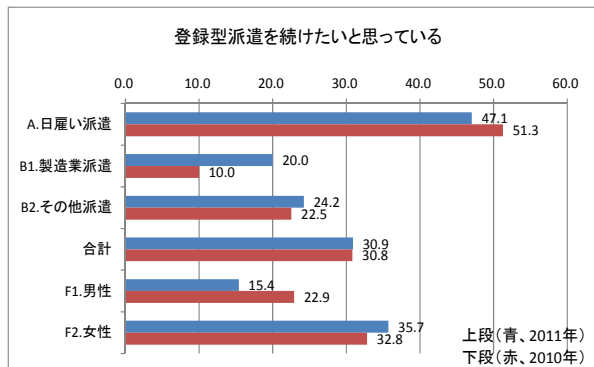
### ii) 登録型派遣の原則禁止について

登録型派遣の原則禁止については、前回同様、3割程度(28.6%)が反対であり、賛成の割合が低下したため(10%→5.5%)、反対が賛成を更に大きく上回ることとなった。日雇い派遣では賛成が更に低下するとともに(12.8%→2.9%)、製造業派遣は、反対が増加した(30.0%→40.0%)。



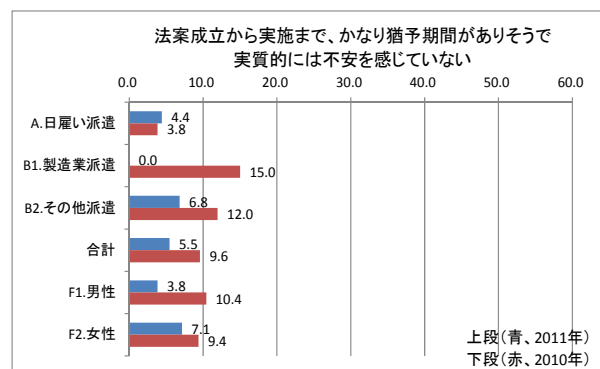
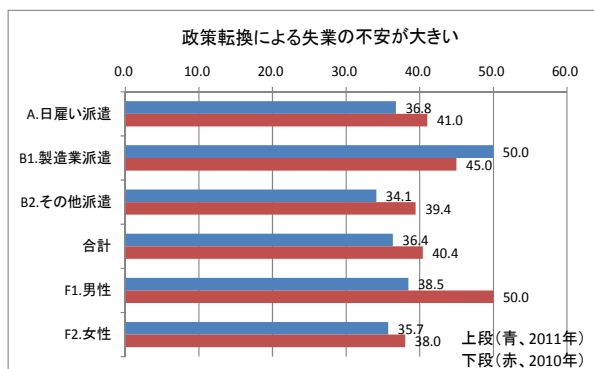
### iii) 登録型派遣からの転換について

登録型派遣を続けたいと考える人は今回も 3 割程度(30.9%)であったが、常用型派遣に転換したい人はいずれの雇用形態においても前回から大きく低下した(全体で 12.5%→1.4%)。日雇い派遣では、登録型派遣を続けたいと考える人が今回も半分程度(47.1%)を占め、他の派遣形態と比べて最も高くなっている。



### iv) 政策転換による失業の不安について

政策転換による失業の不安を感じている人は前回からやや低下したものの(40%→36.4%)、三分の一強を占めている。雇用形態別には、今回も製造業派遣が最も高いがその割合は前回よりも高まっている(45.5%→50.0%)。一方、不安を感じていない人の割合は逆に前回よりも低下している(9.6%→5.5%)。政策転換による雇用不安は継続している。



## ②非正規雇用における雇用期間および転勤・異動の賃金補償

非正規雇用における課題のひとつとして、無期雇用の正社員と比べて、不安定な雇用に対する補償（賃金の上乗せ）が十分でないことが挙げられる。一方、正社員と非正規社員の賃金格差の議論においては、正社員は転勤・異動を伴う仕事に従事するため、正社員の賃金には、仕事からの拘束に対する補償分が上乗せされているとの意見もある。今後、正規か非正規かの二者択一ではなく、非正規雇用の待遇の改善により、有期雇用における働き方の選択肢を増やしていくためにも、不安定雇用や仕事の拘束に対する補償（賃金の上乗せ）に対する労働者の考え方を整理して、仕事と報酬のさまざまなパッケージを労働者に提示することが望ましい。そこで、本調査では、有期雇用を前提とした上で、仮想的な質問により、不安定雇用や仕事の拘束に対する補償について、以下の通り、質問した。

### i) 不安定雇用に対する補償

「Q34.あなたは3年間雇用が保障されている非正社員だったとします。

3年の期限が終わり、新たな契約更新をするときに、雇用主は、(1)これまでと同じ3年間の雇用契約、(2)契約期間だけ1年間に短縮される雇用契約、2つの選択肢を提示してきました。3年間の雇用契約を選ぶと、これから3年間の雇用は保障されますが、1年間の雇用契約を選ぶと、1年後に契約が更新されるのは10人中8人です。仕事の内容は変わりません。このとき、以下の異なる月給の組み合わせそれぞれに対し、選択肢A(3年間の雇用契約)か選択肢B(1年間の雇用契約)のいずれかを選んでください。」

(回答は横の行ごとに1つずつ)

	A	B
(A)3年間の雇用契約で月給30万円		(B)1年間の雇用契約で月給28.5万円(-5%)
(A)3年間の雇用契約で月給30万円		(B)1年間の雇用契約で月給30万円(0%)
(A)3年間の雇用契約で月給30万円		(B)1年間の雇用契約で月給31.5万円(5%)
(A)3年間の雇用契約で月給30万円		(B)1年間の雇用契約で月給33万円(10%)
(A)3年間の雇用契約で月給30万円		(B)1年間の雇用契約で月給36万円(20%)
(A)3年間の雇用契約で月給30万円		(B)1年間の雇用契約で月給39万円(30%)
(A)3年間の雇用契約で月給30万円		(B)1年間の雇用契約で月給45万円(50%)

アンケート回答者には、各行の(A)と(B)のいずれか一つを選択してもらった。そして、すべての選択肢においてAを選んだ人といずれかの選択でBを選んだ人に分けた。いずれかの選択肢でBを選んだ人についてはその中で最も低い上乗せ率をその人の最低補償率と呼ぶことにする。

具体的には、すべて(B)を選択した人の賃金の最低補償率を-5%、2行目の問い(1年目の雇用契約で月給30万円(0%))以降のすべてにおいて(B)を選択した人の最低補償率を0%、以下同様に考えるとき、不安定雇用に対する最低補償率は次頁の表の通りであった<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> AとBの選択において、すべてBを選んだ人の最低補償率を-5%、ABBBBBBを選んだ人は0%、AABBBBBBを選んだ人は5%、AAABBBBBを選んだ人は10%、AAAABBBBを選んだ人は20%、AAAAAABBを選んだ人は30%、AAAAAABを選んだ人は50%、AAAAAAAを選んだ人は「すべてA」と表記した。

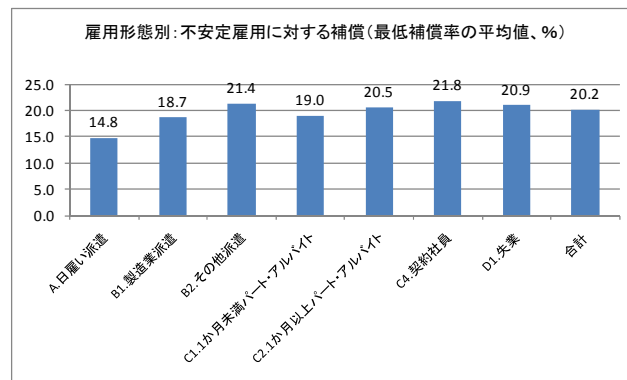


不安定雇用に対する補償の雇用形態別回答割合

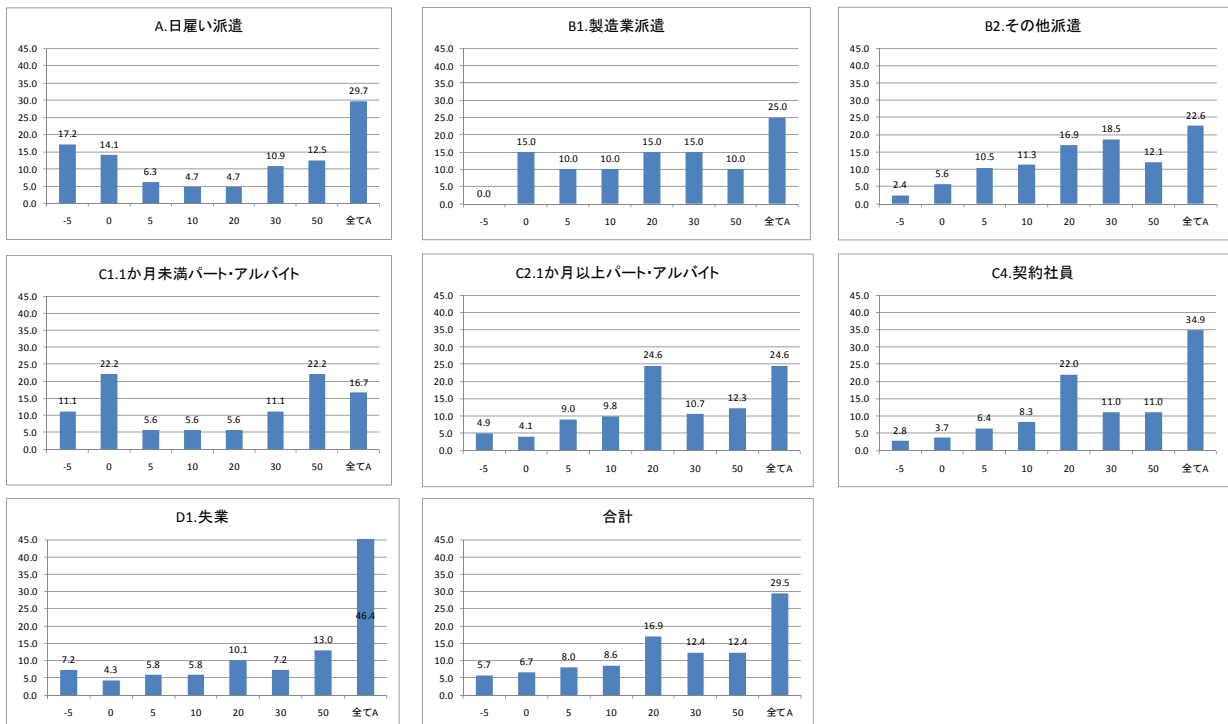
単位は%、回答数を雇用区分の人数で除した

	A.日雇い派遣	B1.製造業派遣	B2.その他派遣	C1.1か月未満パート・アルバイト	C2.1か月以上パート・アルバイト	C4.契約社員	D1.失業	合計	F1.男性	F2.女性
最低補償率 (%)										
-5	17.2	0.0	2.4	11.1	4.9	2.8	7.2	5.7	5.6	5.7
0	14.1	15.0	5.6	22.2	4.1	3.7	4.3	6.7	6.2	6.9
5	6.3	10.0	10.5	5.6	9.0	6.4	5.8	8.0	9.0	7.4
10	4.7	10.0	11.3	5.6	9.8	8.3	5.8	8.6	7.9	8.9
20	4.7	15.0	16.9	5.6	24.6	22.0	10.1	16.9	18.6	16.0
30	10.9	15.0	18.5	11.1	10.7	11.0	7.2	12.4	13.0	12.0
50	12.5	10.0	12.1	22.2	12.3	11.0	13.0	12.4	9.6	13.8
全てA	29.7	25.0	22.6	16.7	24.6	34.9	46.4	29.5	29.9	29.2
最低補償率の平均値	14.8	18.7	21.4	19.0	20.5	21.8	20.9	20.2	19.1	20.7
最低補償率の中央値	5	20	20	10	20	20	20	20	20	20
合計 (回答数)	64	20	124	18	122	109	69	526	177	349

注) 最低補償率の平均値・中央値は、すべてAの回答を除いて算出した。



雇用形態別: 不安定雇用に対する補償(最低補償率)の分布



まず、すべての選択肢でAを選んだ人、つまり、賃金を50%上乘せされたとしても3年間の雇用契約を選ぶというように、長めの契約期間に強いこだわりを示す人は全体で3割程度(29.5%)を占めた。雇用形態別で見ると、1か月未満パート・アルバイトでその割合は16.7%と低い一方、契約社員では、34.9%と高くなっている。不安定雇用に対する最低補償率の平均値は20.2%(中位値20%)であり、日雇い派遣で14.8%(同5%)とかなり低い一方、契約社員は21.8%(同20%)と最も高くなっている。つまり、契約社員は雇用安定を重視する傾向が強い一方、日雇い派遣や1ヶ月未満パート・アルバイトはそうした傾向は相対的に弱いといえる。

実際、賃金水準にかかわらず1年の雇用契約を選ぶ人(最低補償率がマイナス5%または0%)の割合は、全体で12.4%と低いにもかかわらず、日雇い派遣、1か月未満パートではそれぞれ34.3%、33.3%と三分の一まで占め、他の雇用形態に比べ格段に高くなっている。つまり、こうした雇用形態にはむしろ契約期間は短めの方が良いと考えている人が少なからず存在していることに留意する必要がある。

ただし、日雇い派遣や1ヶ月未満のパート・アルバイトの最低補償率の分布をみると、30%以上の賃金補償を希望する人も2~3割ほどおり、分布がU字型になっている。つまり、日雇い派遣や1か月未満パート・アルバイトといった短期雇用者のなかには、現在の雇用期間と賃金に満足している人のグループと短い雇用期間を補償するだけの賃金の上乗せを強く求める人のグループが混在しており、労働条件について好み異なる労働者が存在することを示唆している。その他の雇用形態の上乗せ率は、20~30%が分布の山となっており、平均値に近い形となっている。

## ii) 転勤・異動に対する補償

「Q35.あなたは、3年間雇用が保障されている非正社員で、会社の都合による自分が望まない転勤や異動を受け入れる必要がないとします。3年の期限が終わり、新たな契約更新をするときに、雇用主は(1)これまでと同じ3年間の雇用契約、(2)3年間契約の非正社員という身分のまま、自分が望まない転勤や異動を受け入れる必要がある雇用契約、2つの選択肢を提示してきました。この時、あなたはどの程度給与が高ければ、新しい雇用契約を受け入れますか。以下の異なる月給の組み合わせそれぞれに対し、選択肢A(3年間の雇用契約で、転勤や異動がない非正社員)か選択肢B(3年間の雇用契約で、転勤や異動がある非正社員)のいずれかを選んでください。」

(回答は横の行ごとに1つずつ)

	A	B	
(A) 3年間の雇用契約で転勤や異動がなく月給30万円			(B) 3年間の雇用契約で転勤や異動があり月給28.5万円 (-5%)
(A) 3年間の雇用契約で転勤や異動がなく月給30万円			(B) 3年間の雇用契約で転勤や異動があり月給30万円 (0%)
(A) 3年間の雇用契約で転勤や異動がなく月給30万円			(B) 3年間の雇用契約で転勤や異動があり月給31.5万円 (5%)
(A) 3年間の雇用契約で転勤や異動がなく月給30万円			(B) 3年間の雇用契約で転勤や異動があり月給33万円 (10%)
(A) 3年間の雇用契約で転勤や異動がなく月給30万円			(B) 3年間の雇用契約で転勤や異動があり月給36万円 (20%)
(A) 3年間の雇用契約で転勤や異動がなく月給30万円			(B) 3年間の雇用契約で転勤や異動があり月給39万円 (30%)
(A) 3年間の雇用契約で転勤や異動がなく月給30万円			(B) 3年間の雇用契約で転勤や異動があり月給45万円 (50%)

アンケート回答者には、前問と同様に各行の(A)と(B)のいずれか一つを選択してもらった。そして、すべての選択肢においてAを選んだ人といずれの選択でBを選んだ人に分けた。いずれかの選択肢でBを選んだ人についてはその中で最も低い上乗せ率を前問と同様、最低補償率と呼ぶことにする。

具体的には、すべて(B)を選択した人の賃金の上乗せ率を-5%、2行目の問い(3年目の雇用契約で転勤や異動があり月給30万円(0%))以降のすべてにおいて(B)を選択した人の賃金の上乗せ率を0%、以下同様に考えると、転勤・異動に対する最低補償率は下表の通りであった。

まず、すべての選択肢でAを選んだ人、つまり、賃金を50%上乗せされたとしても転勤や異動のない雇用契約を選ぶというように、賃金水準に関わらず転勤や異動のない仕事を強く望む人は全体で半分程度(49.5%)を占め、その割合は先にみた長めの雇用期間を強く希望する人の割合(3割程度)を大きく上回った。これは、非正規雇用全体として、賃金水準に関わらず転勤や異動のない仕事を志向する傾向が強い、逆の言い方をすれば、転勤や異動を好まないため賃金水準がかなり低くても非正規雇用を選択しているといえる。雇用形態別でみると、特に、1か月以上のパート・アルバイトで、その割合は61.6%とかなり高くなっている。

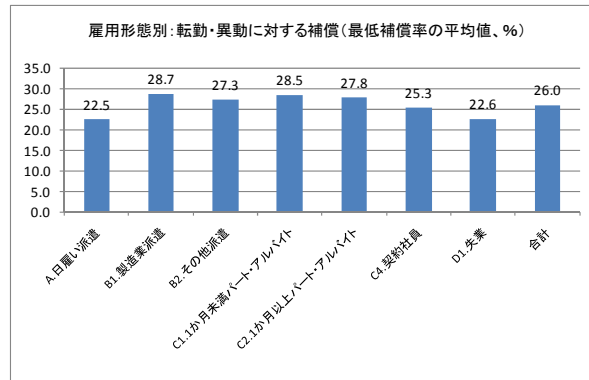
転勤・異動に対する最低補償率の平均値は26.0%(中位値30%)であり、日雇い派遣で22.5%(同20%)と低い一方、製造業派遣、1か月未満のパート・アルバイトは28~29%(同30%)と高い。製造業派遣の場合、どうしても転勤や異動のない仕事を選びたい人の割合は25.0%と低い一方、最低補償率30%以上の割合は45%と最も高くなっている。パート・アルバイトの場合、家族との関係で元々転勤や異動ない仕事を希望しているため、賃金水準に関わらず転勤・異動のない契約や補償率の高い契約を選ぶ者が多いと考えられる。一方、製造業派遣の場合、単身者の割合が高いこともあり、転勤や異動を望まない場合でも金銭的な解決が可能であることを示唆している。転勤・異動に対する補償率の分布をみると、製造業派遣を除き、概ね30%で分布の山となっている。

転勤・異動に対する補償の雇用形態別回答割合

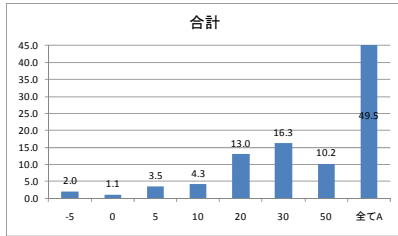
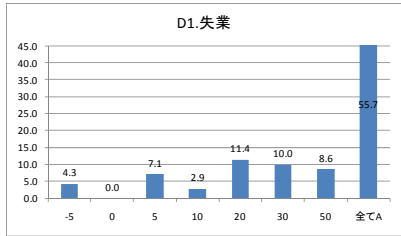
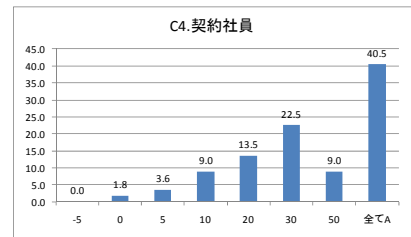
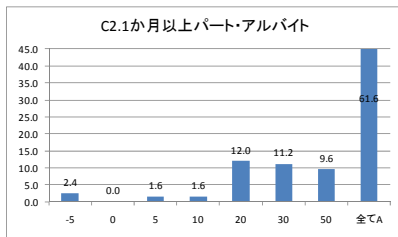
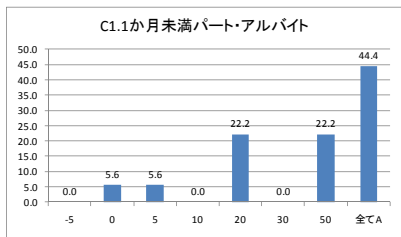
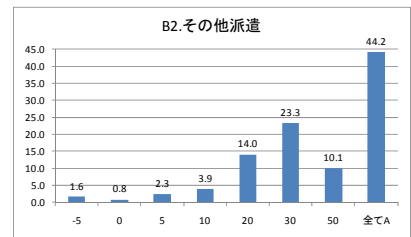
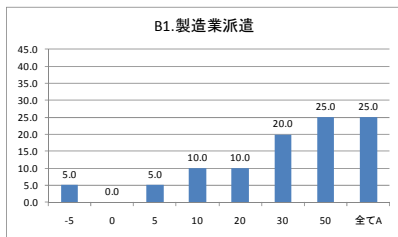
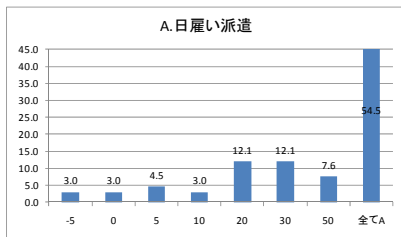
単位は%、回答数を雇用区分の人数で除した

	A.日雇い派遣	B1.製造業派遣	B2.その他派遣	C1.1か月未満パート・アルバイト	C2.1か月以上パート・アルバイト	C4.契約社員	D1.失業	合計	F1.男性	F2.女性
最低補償率(%)										
-5	3.0	5.0	1.6	0.0	2.4	0.0	4.3	2.0	3.4	1.4
0	3.0	0.0	0.8	5.6	0.0	1.8	0.0	1.1	1.1	1.1
5	4.5	5.0	2.3	5.6	1.6	3.6	7.1	3.5	5.1	2.8
10	3.0	10.0	3.9	0.0	1.6	9.0	2.9	4.3	6.8	3.0
20	12.1	10.0	14.0	22.2	12.0	13.5	11.4	13.0	16.9	11.0
30	12.1	20.0	23.3	0.0	11.2	22.5	10.0	16.3	19.2	14.9
50	7.6	25.0	10.1	22.2	9.6	9.0	8.6	10.2	10.2	10.2
全てA	54.5	25.0	44.2	44.4	61.6	40.5	55.7	49.5	37.3	55.5
最低補償率の平均値	22.5	28.7	27.3	28.5	27.8	25.3	22.6	26.0	23.9	27.4
最低補償率の中位数	20	30	30	20	30	30	20	30	20	30
合計(回答数)	66	20	129	18	125	111	70	539	177	362

注) 最低補償率の平均値・中位数は、すべてAの回答を除いて算出した。



雇用形態別：転勤・異動に対する補償(最低補償率)の分布



### 3. まとめ

過去4回(2008年12月、2009年6月、2009年12月、2010年6月)に渡り行ってきた本調査は、今回の5回目の調査(2010年12月時点)が最終調査となる。2008年12月と2010年12月の雇用形態の変化を調べたところ、契約社員や1ヶ月以上のアルバイト・パートで定着率が高い、製造業派遣、契約社員、失業者で正社員化率が高いこと等が確認された。これらの傾向は、各時点間においても同様にみられることから、雇用期間の長さが定着率に関係し、契約社員や製造業派遣のような準正社員の働き方が正社員への転換に結びつくことと示唆される。

月収、労働時間といった労働条件については、直近の2010年6月調査からわずかながら改善傾向にある。主観的幸福度や主観的な生活水準の改善ははっきりしなかった。継続的な景気の拡大と労働条件の改善により、引き続き生活不安を払拭していく必要がある。

最近の労働者派遣をめぐる動きについて、改正派遣法に対する認識・考えについて質問した。第3回調査と比べて、より多くの人々がニュースを知る一方、登録型派遣を継続したい人や政策転換に不安を持つ人が前回の調査と同様少なからず存在することが確認された。

また、有期雇用の働き方として、不安定雇用や転勤・異動に対する補償(賃金の上乗せ)について質問した。3年の雇用期間を1年に短縮することに対して、最低限必要な賃金割増率(最低補償率)は平均で20%程度であった。一方、転勤や異動の受け入れるための最低補償率はより高く(平均で26%)、5割の賃金割増を提示されても転勤や異動のない仕事を望む人は全体で半分程度を占めるなど、多くの非正規労働者にとって、地域・仕事限定の働き方を強く望んでいることがあきらかとなった。

(以上)